

第930回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和2年4月16日(木)午後1時30分

2 招集場所 第一会議室

3 出席者 伊東教育長, 伊藤委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員, 小川委員

4 説明のため出席した者

小林理事兼教育次長, 松本教育監兼教育次長, 安住総務課長, 大町教育企画室長, 小幡福利課長, 時枝教職員課長, 千葉義務教育課長, 遠藤参事兼高校教育課長, 川村特別支援教育課長, 浅野施設整備課長, 鈴木スポーツ健康課長, 嘉藤参事兼生涯学習課長, 天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第928回及び第929回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第930回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

伊東教育長 齋藤委員及び小室委員を指名する。
本日の議事日程は, 配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 議事

第1号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

第2号議案 宮城県社会教育委員の人事について

伊東教育長 「6 議事」の各議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については, 秘密会とする。

秘密会とする案件は, 「9の次回教育委員会開催日程」の決定後に審議することとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(説明者: 小林理事兼教育次長)

「新型コロナウイルス感染症への対応について」御説明申し上げます。資料は, 1ページから3ページである。

はじめに, 1ページの公立学校の臨時休業の状況だが, 「(1) 県立学校」については, 3月2日以降, 3回にわたり臨時休業を行っている。最初の臨時休業については, 「イ」に記載のとおり, 文部科学省からの要請を受け, 3月2日以降, 春休み前日までの期間を休業とした。また, 春休み明けについては, 「ロ」に記載のとおり, 仙台市を中心に感染者が急増していることなどを踏まえ, 高等学校・中学校は4月14日まで, 特別支援学校については, 4月19日までの期間を休業とした。さらに, 4月15日以降の臨時休業については, 「ハ」に記載のとおり, 県の対策本部会議において, 本県の医療体制が「感染初期」から「移行期」へフェーズが移り, 県民一丸となって感染拡大防止に取り組む必要性が示されたことや, 専門家の助言等も踏まえ, 引き続き5月6日まで臨時休業を延長することとし, 各県立学校には4月13日に通知した。

次に、2ページを御覧願いたい。「(2)市町村立学校」の臨時休業の状況であるが、「イ 令和2年2月28日付け文部科学省からの要請」に対しては、仙台市を含む全市町村が春休み前日までの臨時休業の措置を取った。また、「ロ 県立学校の春休み明けの臨時休業に伴う対応」としては、8市町が学校を再開し、27市町村が臨時休業としている。そして、「ハ 県立学校の臨時休業延長に伴う対応」については、ページ下段の「3 市町村立教育委員会への依頼等」に記載のとおり、市町村立学校についても、県立高校と同様の対応をとるよう協力を依頼したことから、学校を再開していた市町を含め、全市町村において臨時休業の措置を取っている。次に、中段にある「2 県立学校における臨時休業中の対応」については、臨時休業中の学習指導等について定めた文部科学省通知を参考に、各学校において、児童生徒の「学校とのつながり」、「毎日の生活リズムの維持」、「学習活動の継続」への対応について十分配慮するよう通知している。また、家庭学習に関する指導や健康観察のため、週1回程度登校日を設けることなどができることとしている。あわせて、市町村立学校に対しても、「3 市町村教育委員会への依頼等」に記載の項目について、十分な配慮をお願いしている。

次に、3ページを御覧願いたい。県社会教育施設・県有体育施設については、2月末以降、各施設の一部を休止していたが、4月9日に策定された「県施設の休止についての基本方針」を受けて、感染拡大防止の観点から、各施設とも「休止」とした。

なお、宮城県図書館の一般図書等の貸出・返却については、これまでどおり利用することができる。

以上、新型コロナウイルス感染症への対応については、引き続き、児童・生徒の安全・安心の確保のため、全力で取り組んでいく。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員 新年度がスタートした時期に、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事案が発生したことで、学校運営には混乱が生じていると思われるし、今後も混乱が続くことが見込まれる。学校再開までの見通しは不透明と思うが、子供たちのケアが重要になってくると考える。また、市町村教育委員会も同様と思われるので、問い合わせがあった場合には、丁寧な対応をお願いしたい。

義 務 教 育 課 長 5月6日までの休業延長については、これまでに保護者等からの苦情はなく、今回の対応を受け止めていただいているものと捉えている。また、事前に県教育委員会から各市町村の教育長に連絡したこともあり、各市町村の理解も得られていると考えている。現在は、今後の対応等に係る各市町村の教育長の意見も伺っているところである。

千 木 良 委 員 教育現場が非常に大変な状況であるということは、各教育委員もそれぞれの立場で感じているところと思う。歯科医療の現場においても感染が非常に心配されており、厚生労働省等からの指示や指導が日々変わるなど、対応に苦慮している状況である。教育現場でも同様と考えるが、保護者に対して、子供たちが感染の不安なく学習や運動に取り組むにはどうしていけばよいのか、簡単で分かりやすく伝えられる資料があるといいのではないかと考える。

小 川 委 員 このような事態となったことにより、保護者や教員の間では学習活動の開始や継続を心配されていると思う。その対策の一つに遠隔授業の話題が出るが、私も仕事柄ウェブ会議やオンデマンドの教材づくりに触れる機会があるが、遠隔授業は作る方も見る方も大変である。遠隔授業は、不慣れなことや集中してしまうためか、1時間もすれば非常に疲れてしまうので、それに過度に依存しない方が良いと考える。遠隔授業ではどうしても課題を与えるという形になりがちで、それが子供たちのプレッシャーになり、学習が遅れてしまう恐れがあるなど、かえって子供たちの不安をあおる結果になってしまうのではないかと危惧している。それよりも、子供たちが孤独感をおぼえることなく安心して学習できることを重視してもらいたい。ただ、長期化するとまた問題が出てくるので、子供たちの心身の状況を把握しながら適切な対応をしてもらいたい。

高 校 教 育 課 長 先日、県立高校における学校毎の取組みを調査したところ、約3分の2は登校日を設

定しており、それ以外の学校においても課題の郵送や電話等で個別に話をするなど、それぞれの学校の特色を踏まえた取組みを行っている。

遠隔授業は2校で実施している。端末や通信の問題で全面展開はできておらず、やれる部分からやっている状況である。

伊 東 教 育 長

感染の拡大状況等を確認しつつ、各学校でも工夫しながら対応してほしいと考えており、県教育委員会としても情報共有を図っていききたい。保護者に対しては、具体的に分かりやすくお知らせすることも重要であり、どのようなことができるのか検討してまいりたい。

(2)「2020年度 教科用図書の採択に係る請願」への対応について

(説明者：小林理事兼教育次長)

「2020年度 教科用図書の採択に係る請願」への対応について、御説明申し上げる。資料は4ページから7ページである。

はじめに、資料4ページを御覧願いたい。この請願は、宮城県教職員組合等の8者から連名で提出されたものであり、県立学校で使用する教科用図書を採択する過程において、それを決定する教育委員会の会議を公開で開催することなどが求められている。

次に、資料5ページの上段の表を御覧願いたい。「請願項目1」の令和2年度の教科用図書の採択に関する公開の場での審議について、「請願項目2」の教育委員会の会議の公開の可否については、いずれも会議の公開に関することを求める内容である。会議の公開に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び宮城県教育委員会会議規則第8条の規定では、その都度の会議の出席者において、討論を行わないで、その可否を決することとされている。今後も法令等に基づき適正に判断していただくこととしている。

次に、「請願項目3」については、「請願項目2」に記載されている各資料を全委員に配布の上、公開の可否の決定に臨むことができるようにすることを求めるものであるが、当該資料は既に全委員に配布しているところであり、また、公開の可否については、先ほど御説明したとおり、法令等に基づき適正に判断していただくこととしている。以上の内容で、請願者に対して回答したいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

(3)「教育現場における「集団フッ化物洗口」の取扱いに関する請願」への対応について

(説明者：松本教育監兼教育次長)

「教育現場における「集団フッ化物洗口」の取扱いに関する請願」への対応について、御説明申し上げます。資料は、8ページである。

この請願は、宮城県教職員組合から提出されたものであり、資料の下段の請願事項に記載のとおり、集団フッ化物洗口の推奨をしないことなど3項目について求められているが、当該項目は関連する内容となるので、一括して回答したいと考えている。本県においては「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」及び「第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」により、各関係機関が連携協力して、県民の歯と口腔の健康づくりを推進することとされており、フッ化物を用いた効果的な歯科口腔保健対策の普及にも取り組んでいるところである。

各学校における集団フッ化物洗口の実施については、設置者である市町村がその必要性に応じて判断すべきものと考えている。また、フッ化物洗口を実施する場合にあっては、厚生労働省のガイドライン及び県のマニュアルに基づき、本人や保護者に対して、具体的方法や期待される効果、安全性について十分説明し、同意を得た上で、適切に実施されているものと考えている。

なお、県教育委員会としては、市町村立学校から要望があった場合には、指導主事による訪問指導等により、適切な手順や方法で実施されるよう、指導及び助言等を行っていく。以上の内容で、請願者に対して回答したいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

千 木 良 委 員

フッ化物洗口の話であるため、歯科医師としては、みなさんの参考になればと思ってお話しさせていただきます。

フッ化物洗口は、世界的には数十年前から行われており、水道水にフッ化物を添加するなどして虫歯を予防していきましょうという考えであった。日本では抵抗が強く実現はしないだろうと考えられていたものの、都道府県単位だと推奨しているところもあったようだ。フッ化物の使用については、急性・慢性中毒等の危険性を知った上で、各歯科医師が判断することになるが、個人的には、フッ化物洗口等はしたほうが良いと考えている歯科医師の方が多いように感じている。白石市でも幼稚園や保育園でフッ化物洗口は行われているが、実施に当たっては、保健所と協力の上、スライド等を作成し、保護者に説明して同意を得られた場合はフッ化物洗口を行うという形で進めている。現在では、ほとんどの園で実施している。請願書にもあるとおり、フッ化物洗口だけやっていたら良いということではないが、こういった危険性等の説明を通じて、保護者の歯科口腔衛生に対する啓発につながっている側面もある。フッ化物洗口等は、危険を示すデータも、う蝕の予防等に良いというデータもあり、難しい問題ではある。また、専門ではないが、フッ化物の研究を扱う研究室に所属していたことがあり、フッ化物の副作用についても勉強した。その研究室では悪影響が出るからフッ化物を使用しないということではなく、危険性を正しく知って安全に運用することの方が良いのではという考え方であったと記憶しており、自分もそのように考えている。

10 課長等報告

(1) 高等学校段階の入院生徒への教育保障について

(説明者：高校教育課長)

高等学校段階の入院生徒への教育保障について御説明申し上げます。資料は、1ページから2ページ及び別冊となる。別冊の資料は、昨年度の事業における調査研究報告書であり、その実施内容及び成果等をまとめているので、後ほど御覧願いたい。

資料1ページを御覧願いたい。まず、「1 現状と課題について」であるが、本県における入院生徒に対するこれまでの学習支援は、多くの学校において、学級担任等が入院先の病院を訪問して個別指導を実施している。その一方で、入院中は治療に専念すべきとの判断から学習支援が行われないケースもあった。また、本県が実施した実態調査によると、長期の入院や療養を理由に、退学や転学、休学をした生徒もいることが確認されている。入院生徒への教育支援を行う際の課題としては、定期的な訪問指導の時間的な制約や教員の負担への配慮、病院と学校との連携体制の問題等があった。このような現状と課題を踏まえ、文部科学省から事業委託を受け、入院生徒への教育保障体制の在り方について調査研究に取り組んできた。

次に、「2 令和元年度の取組について」の「(2) 調査研究体制」であるが、調査研究を進めるに当たり、医療と教育の連携体制構築等についての課題を整理するため、庁内検討会議を設置するとともに、医療関係者や学識経験者等からなる調査研究協力者会議を開催し、専門の見地からの意見をもとに入院生徒への教育支援について検討してきた。「(3) 取組内容」、「(4) 有識者による調査研究協力者会議」については、先進校への視察、入院生徒への遠隔教育の実施、教育保障セミナーを開催するとともに、有識者による調査研究協力者会議では、入院生徒への教育保障の意義等について御審議いただいた。「(5) 調査研究の成果と課題」のうち成果については、先進校視察により、医療と教育をつなぐコーディネーターの重要性、遠隔教育の有効性を認識することができ、遠隔教育の実証研究では、校長の強いリーダーシップのもと、学校全体で支援に向けた合意形成や教員の協力体制の構築等が確認された。さらに、入院生徒に対する教育保障セミナーでは、教員や医療・福祉関係者等140人を超える参加があり、療養中の高校生に対する教育支援の必要性、ICTを活用した支援方策について理解を図ることができた。次に、今後の教育保障の在り方と検討課題に

ついて、まず、「(イ) 今後の教育保障の在り方」であるが、入院生徒に対して教育機会を保障することは、入院中でも学校や友人と心理的につながり、復学の際の不安を軽減するなど、大きな意義を持つものと考えている。また、入院生徒が在籍するクラスの生徒にとっても、病気になることの意味や自分たちがどのような支援を行うことができるかを考える機会となり、生徒たちがその後の人生を考えていく上で重要な意味を持つと考えている。次に、「医教連携コーディネーターの配置の必要性」については、学校と病院が連携し、入院生徒が学習を継続するためには、生徒や保護者、学校、病院の各関係者の意向を調整するコーディネーターの役割が極めて重要となる。そのため、学校と病院の円滑な連携を図るための「医教連携コーディネーター」を配置することにより、入院生徒に対する教育支援がより推進されると考えている。次に、「遠隔教育を中心とした教育支援」については、遠隔教育の有効性を認識し、入院中の生徒でも学校への帰属感を保つことができる同時双方向型遠隔教育を中心とした教育支援を推奨することとしている。さらに、「学習評価について」であるが、体育や家庭等、実技や実習を伴う教科の学習支援と評価について、今後さらに研究が必要と考えている。次に、「(ロ) 今後の検討課題」について、遠隔教育の実施においては、既に連携体制が整備されている東北大学病院と県立こども病院において支援を進めていくが、県内の他の病院にも支援を必要とする生徒が入院していることも想定される。県内各地域の医療機関に対しても入院生徒への教育支援の必要性についての理解を図り、連携体制を構築する必要があると考えている。また、入院生徒については、県立の高校生だけでなく、市立、私立、さらには他県の高校生であることも考えられる。県立以外の高校への参考となるよう、県立学校での実践事例等をまとめ、周知する必要もあると考えている。以上が、昨年度の事業についての概要である。

続いて、「3 令和2年度の取組について」であるが、昨年度に引き続き、今年度も調査研究に取り組んでいきたいと考えている。今年度は、「(1) 研究内容」、「(2) 取組内容」のとおり、昨年度の調査研究を踏まえ、医療と教育の円滑な連携を図るための「医教連携コーディネーター」の配置、医教連携コーディネーターを中心とした組織的な教育支援体制及び関係機関との連携体制の構築、遠隔教育を中心とした入院生徒への教育支援の推進、病気に関する理解のための研修会の開催、さらに教育支援の実践事例集及び実施マニュアルの作成等に取り組んでいく。最後に、事業の実施に当たり、別冊資料の最後に添付している「周知用チラシ」を県内高等学校、医療機関に配布していく。

本件については、以上である。

(質 疑)

- | | |
|--------|--|
| 齋藤委員 | 病気で苦しみながらも、それでも学びたいという生徒のために様々な体制をとっていることは意義深いことであり、さらに深く研究を進めていただきたい。説明にあった医教連携コーディネーターには、どのような方が登用されているのか伺いたい。 |
| 高校教育課長 | 今年度は、高校教諭で特別支援学校での勤務経験が十分にあり、宮城教育大学大学院でコーディネーター推進等に関する研究をした方を配置している。ただ、医療と教育では分野が異なるため、手探りなどところはあるが、少しずつ切り開いていきたいと考えている。 |
| 齋藤委員 | 多くの知識や医療への理解を持つ方でないと、コーディネートは難しいだろうと考える。是非ふさわしい人材の育成にも力を入れてほしい。 |
| 伊東教育長 | 今回、病院の先生方にも非常に積極的に御協力をいただいたこともあり、成果や課題が見えたと思う。医療と教育の連携をどう進めていくかというのは難しいが、重要であると考えている。 |
| 伊藤委員 | 令和2年度も文部科学省の委託事業として実施するようだが、最終的にどのくらいの期間で調査研究を進めていくという目処があれば伺いたい。 |
| 高校教育課長 | 委託事業については、基本的には単年度の取組となる。全国的な課題であり、本県の課題でもあり、調査研究についてはどのような形になるか分からないが、続けてまいりたいと考えている。 |
| 伊藤委員 | 先ほどの齋藤委員の発言にもあったように、医教連携コーディネーターの人材育成は非常に重要なことであるので、単年度の事業ということではあったが、是非粘り強く対 |

応し、この事業の成果をきちんと生み出せるような形で育てていただくよう、強くお願いしたい。

(2) 令和2年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について

(説明者：高校教育課長)

「令和2年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について」御説明申し上げます。資料は、3ページから6ページである。

はじめに、資料3ページを御覧願いたい。「1 総括」について、令和2年度の全日制課程の募集定員は14,280人で、合格者は、併設型中学校からの入学を含めた第一次募集、連携型選抜、第二次募集を全て合計すると、12,799人で、充足率は、昨年度より3.5ポイント低い89.6%であった。同様に、定時制課程の募集定員は1,000人で、同じく合格者を全て合計すると383人で、充足率は、昨年度より9.5ポイント低い38.3%であった。新制度においては、追試験を実施したが、インフルエンザや緊急入院のために全日制課程において28人が追試験を受験している。定時制課程については、追試験受験者はいなかった。なお、新型コロナウイルス感染症への受験機会確保のため、3段階での対応をとることとしていたが、これによる受験者はいなかった。また、通信制課程の第一期入学者選抜での合格者は155人であった。

資料4ページの「2 学科別出願者数・合格者数等」及び「3 地区別出願者数・合格者数等」については、資料に記載のとおりとなるので後ほど御覧願いたい。

次に、資料5ページの「4 学力検査の結果」を御覧願いたい。学力検査の結果であるが、全日制課程では、総点の平均が、前年の後期選抜より25.3点低い260.4点、定時制課程では、昨年度より2.2点低い、111.4点であった。学力検査の結果については、今後、設問毎の正答率や無答率、難易度別・成績層別の誤答分析等、さらに詳細な分析を行い、高等学校、中学校での教科指導や次年度以降の問題作成に役立てていく。

次に、「5 東日本大震災に係る対応」については、被災者に対する入学者選抜手数料の免除措置を引き続き行ったが、免除申請者数は、出願者全体の8.7%で、入試が一本化されたこともあり、昨年度より3.7ポイント低くなっている。令和2年度入試については、新制度での第1回目の入試となった。事務手続きや学校での実施上の課題等について精査を重ねながら、今年度も準備を進めていきたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

(3) 令和2年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考の結果について

(説明者：特別支援教育課長)

令和2年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について、御説明申し上げます。資料は、7ページである。

はじめに、高等部について、表右側の入学者数欄を御覧願いたい。視覚支援、聴覚支援、肢体不自由の船岡支援、病弱の西多賀支援及び山元支援の5校については、合わせて28人が入学している。知的障害については、計378人が入学しており、高等学園を含む特別支援学校の高等部には、合計で406人が入学している。入学希望者が多かった高等学園については、第一次で31人の不合格者が出ていたが、在宅及びフリースクールへ通いながら次年度再受検を目指すこととなった2人を除き、特別支援学校の高等部や高等学校等への進学が決定している。

なお、今年度は知的障害の合格者の中から4人が入学を辞退しており、その内訳は、転居に伴う者が2人、私立高等学校へ進学した者が2人となっている。また、下段の表の専攻科については6人が入学している。今回の入学の状況を踏まえながら、今後、高等学園を含む高等部に進学を希望する生徒の適切な受け入れ体制の整備について、さらに検討していく。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

1 1 資料（配布のみ）

- (1) 令和3年度宮城県公立学校教員採用候補者選考要項
- (2) 子どもの最善の利益を守るスクールロイヤーの効果的な活用について
- (3) 令和2年3月高等学校卒業者の就職内定状況（3月末現在）
- (4) 令和元年度宮城県小・中・高等学校児童生徒体力・運動能力調査報告書
- (5) 県有施設等の再編に関する基本方針

（説明者：教職員課長）

配布資料(1)「令和3年度宮城県公立学校教員採用候補者選考要項」について、補足で御説明申し上げます。

まず、資料には記載はないが、新型コロナウイルス感染症への対応について、御説明申し上げます。現時点で、実施の可否も含めて見通せない部分はあるが、第1次選考を予定どおり実施できるとした場合には、受験者間の間隔を確保するため、予定している会場に加え、別会場を追加で確保することも進めているところである。また、9月に予定している第2次選考についても、面接時の配慮や集団面接の実施方法、特に密着する武道等の実技試験の実施の可否等については、今後さらなる検討が必要と考えており、これらの日程や会場等の変更について、随時、宮城県公立学校教員採用ウェブページに掲載し、受験生に対し閲覧をお願いしているところである。

次に、資料1ページ下段の表を御覧願いたい。今年度の変更点としては、志願者の増加を図り、また、質の高い人材を確保するため、小学校実技試験を廃止するとともに、宮城県内で以前勤務し、一定の要件を満たす方を対象とした宮城県元職特別選考、他県の現職者を対象とした他県等現職者特別選考を実施することとしている。また、従来から行っていた教職経験者特別選考についても、その対象を宮城県内から国内の公立学校に拡大した。さらに、柔軟な人事配置に対応するため、第一次選考で複数免許や資格の取得者を優遇する加点制度に、高等学校「地理歴史」「公民」の両方の普通免許状の取得または取得見込みの方も加える。今年度の総合ランクCランクの志願者には、来年の1月末日をめどに、需給に必要な場合の追加合格の制度を導入する。また、ここには記載はないが、小学校、中学校等の教員の配置問題に対応するため、第二希望制を導入し、出願書類に記載できることとしている。具体的には、一定の要件を満たす場合には中学校志願者は高等学校を、高等学校志願者は中学校を第二希望とすることができ、小学校以外の出願者で、小学校への配置が差し支えない方の希望を可能としている。

補足の説明については、以上である。

1 2 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 | 次回の定例会は、令和2年5月20日（水）午後2時30分から開会する。

1 3 閉 会 午後2時32分

令和2年5月20日

署名委員

署名委員